

児童指導員等加配加算について

(1)算定要件

人員配置基準の人員配置に加え、理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者を1名以上配置(常勤換算による算定)している場合に、その職種に応じて加算を算定。

加算の趣旨としては、常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、通常求められる従業者の員数に加え、理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者を配置している場合に、資格等の種類、事業所の態様等に応じて算定できる加算。

【児童指導員等加配(理学療法士等を配置する場合)】

人員配置基準(サービス提供時間中に児童指導員又は保育士(機能訓練担当職員や看護職員を配置する場合は半数以上が児童指導員又は保育士である必要がある)が2名以上で、かつ内1名以上が常勤)を満たした人員配置基準職員に加え、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、心理療法の技術を有する従業者又は視覚障害者の生活訓練の養成を行う研修を終了した従業者が常勤換算で1.0以上配置されている。

【児童指導員等加配(児童指導員等を配置する場合)】

人員配置基準(サービス提供時間中に児童指導員又は保育士(機能訓練担当職員や看護職員を配置する場合は半数以上が児童指導員又は保育士である必要がある)が2名以上で、かつ内1名以上が常勤)を満たした人員配置基準職員に加え、児童指導員、手話通訳士、手話通訳者、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)を修了した従業者が常勤換算で1.0以上配置されている。

【児童指導員等加配(その他の従業者を配置する場合)】

人員配置基準(サービス提供時間中に児童指導員又は保育士(機能訓練担当職員や看護職員を配置する場合は半数以上が児童指導員又は保育士である必要がある)が2名以上で、かつ内1名以上が常勤)を満たした人員配置基準職員に加え、その他の従業者が常勤換算で1.0以上配置されている。

留意点

⇒人員配置基準職員(以下「基準職員」とする)が基準人数を満たしているか開所日ごとに確認し、基準職員以外に加配職員を月単位で合計1.0以上(常勤・非常勤問わず常勤換算方法による)配置していない場合は加算の算定はできません。

⇒基準職員が不在(有給含む)となり、加配職員を基準職員とするときは、他に加配職員がいなければ当該加配職員の当該日の勤務時間については、月単位での常勤換算方法の算定に含めることはできません。

⇒基準職員が不在(有給含む)で人員基準を満たさない日については、加配職員を月単位で常勤換算方法で1.0以上配置していたとしても、当該日の加算の算定はできません。

(2)定員超過との関係性

利用定員を10名と設定している事業所においては、災害等のやむを得ない事由により 利用定員を超過し、11名の受け入れを行った日について、児童指導員等の基準職員は3名必要となります。

* 例えば、保育士資格を有する職員が1名であり、他の職員は児童指導員2名の合計3名とする。当該保育士を加配要員とし、児童指導員等加配加算(保育士)を算定する場合、上記のような状況で当該保育士が加配要員から基準職員と判断せざるを得ない日が発生した場合、加配要員は月を通して常勤換算1を満たさず、当該加算を算定できない可能性があります。

(3)算定について

児童指導員等加配加算を算定するには、予め市に届出が必要となります。

届出はあくまで勤務予定の段階で提出するため、実際の勤務実績と異なる場合があります。

よって、市に届出をすれば必ず各種加配加算を算定できるというのではなく、事業所が毎月の従業員の勤務実績に応じて当該加算の算定可否を判断していく必要があります。

記入例

児童指導員等加配加算及び専門的支援加算に関する届出書

事業所・施設の名称		
サービスの種別	① 児童発達支援	② 放課後等デイサービス
1 異動区分	① 新規	② 変更
※従業者の常勤換算後の足し上げた人数+児童発達支援管理責任者数(≥4+α人)		
2 従業者の状況	基準人数の総数 A	2.9 人
	うち児童発達支援管理責任者の員数	1 人
	従業者の総数 B(常勤換算)	4.4 人
	うち理学療法士等の員数(常勤換算)	0.6 人
	うち保育士の員数(常勤換算)	0.4 人
	うち5年以上保育士の員数(常勤換算)	0 人
	うち児童指導員等の員数(常勤換算)	2.4 人
	うち5年以上児童指導員の員数(常勤換算)	0 人
ついでその他の従業者の員数(常勤換算)		0.4 人
うち児童発達支援管理責任者の員数(常勤換算)		1 人
加配人数(B-A)		1.5 人
児童指導員等加配加算算定対象者		ア 専門職員(理学療法士等) イ 専門職員(保育士) ウ 児童指導員等 エ その他の従業者
専門的支援加算算定対象者 (注)イ、ウは、児童発達支援の場合のみ選択可能。		ア 理学療法士等(保育士を除く。) イ 5年以上保育士 ウ 5年以上児童指導員

【基準人数A】 1(常勤) + α + 児童発達支援管理責任者
 サービス提供時間 + 常勤勤務時間数 = α
 α = 非常勤の児童指導員等がサービス提供時間に配置されているとみなせる常勤換算(αとする)

αに常勤の児童指導員等の常勤換算(=1.0)を足したものが、基準上、10:2の配置を満たしている常勤換算といえる。さらに児童発達支援管理責任者が指定基準に必要な従業者となっているため、児童発達支援管理責任者を加えた員数が基準人数Aとなる。

※この例の場合 $108 \div 160 = 0.68$
 小数点第2以下を切り上げ(サービス提供時間は常に2名配置(10名定員)が必要となるので、切り上げとする)とし、α=0.7
 $1.0 + 0.7 = 1.7$ これに児童発達支援管理責任者1を加える $= 2.7 < \text{基準人数A}$
 事例1の場合は、週6日営業のため、常勤職員の勤務がない土曜日の時間数がプラスが必要となる。この時間数はαに反映されていないので、7時間×4週=28時間が新たに必要となることから、108時間に28時間を加えて計算する。
 $108 + 28 = 136$ $136 \div 160 = 0.85$

備考

【事例1(予定)】
 定員10名 放課後等デイサービス事業所(重心外、センター外)の場合
 【学校営業日】(営業時間)10:00~19:00 (サービス提供時間) 14:00~18:00
 【学校休業日】(営業時間)10:00~19:00 (サービス提供時間) 10:00~17:00
 週6日

区分	職種(資格)区分	勤務形態	氏名	第1週 ~ 第4週																												勤務時間の状況		
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	4週合計	週平均勤務時間	常勤換算後人数
人員基準に該当する職員 直接支援職員 上記以外の加配職員	児童指導員	常勤専従	A	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①								①	①	①	①	①	①				160:00	40:00	1.0
	保育士	非常勤	B				②	③			②	③			②	③	②	③	②	③	②	③	②	③	②	③	②	③	②	③	64:00	16:00	0.4	
	児童指導員	非常勤	C	②			②	③	②	③	②	③	②	③	②	③	②	③	②	③	②	③	②	③	②	③	②	③	②	③	64:00	16:00	0.4	
	保育士	非常勤	D				④			④			④			④			④			④			④			④			8:00	2:00	0.0	
	サービス提供時間内における配属定員数	14時00分~18時00分	2	2	2	2	3	0	2	2	2	2	3	0	2	2	2	2	2	2	2	3	0	2	2	2	2	2	3	0	296:00	74:00	1.9	
	児童指導員	非常勤	E	①			⑤			⑤			⑤			⑤			⑤			⑤			⑤			⑤			80:00	20:00	0.5	
	児童指導員	非常勤	F	①	①	①	②			①	②			①	②			①	②			①	②			①	②			②	80:00	20:00	0.5	
	理学療法士	非常勤	G				①						①						①						①					①	32:00	8:00	0.2	
指導員	非常勤	H			②	②	③			②	③			②	③			②	③			②	③			②	③			③	72:00	18:00	0.4	
合計																															560:00	140:00	3.4	
サービス提供時間内における配属職員の要員数の計				3	3	4	4	4	7	0	3	2	4	4	7	0	3	4	4	4	3	6	0	4	4	3	3	3	6	0				
サービス提供時間				4	4	4	4	7		4	4	4	4	7		4	4	4	4	7		4	4	4	4	7		4	4	4	7	108		

管理者、児童発達支援管理責任者は、割愛しています(シフト区分①の勤務とする)。

当該事業所で定める勤務時間の区分	シフト区分	実働時間①	開始時間②	終了時間③	休憩時間④
	休	0	/	/	/
※必ず時刻表示で入力(例 40:00【40時間00分】)してください。	①	8:00	10:00	19:00	1:00
	②	4:00	14:00	18:00	
	③	6:00	10:00	17:00	1:00
	④	2:00	11:00	13:00	
	⑤	4:00	10:00	14:00	

見(参考様式1)

【事例1 (実績)】

定員10名 放課後等デイサービス事業所(重心外、センター外)の場合

【学校営業日】(営業時間)10:00~19:00 (サービス提供時間) 14:00~18:00

【学校休業日】(営業時間)10:00~19:00 (サービス提供時間) 10:00~17:00

週6日

従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(○年◇月分)

支援の種類		放課後等デイサービス				事業所名		○○△△	
定員	10人	基準配置すべき児童指導員、保育士	2人	多機能型事業所の適用の有無	なし	多機能型事業所の場合の特例適用の有無	1週間に当該事業所常勤職員の勤務すべき時間数	※時刻表示で入力(例 40:00【40時間00分】)ください。	40:00

区分	職種(資格)区分	勤務形態	氏名	第1週							第2週							第3週							第4週							勤務時間の状況		
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	4週合計	週平均勤務時間	常勤換算後人数
直接支援職員	児童指導員	常勤専従	A	①	①	①	休								①	①	①	①	①							①	①	①	①	①	152:00	38:00	1.0	
	保育士	非常勤	B	②	②	②	②	③						②	②	②	③	②	②	②	③					②	②	②	③	②	60:00	15:00	0.3	
	児童指導員	非常勤	C		②	②			③		②	②	②	③		②	②	③	②	②	③	②				②	②	②	③		64:00	16:00	0.4	
	保育士	非常勤	D				②	④						④					④			④							④		12:00	3:00	0.0	
					①	①	①																								24:00	6:00	0.1	
	サービス提供時間内における配置実人数	14時00分~18時00分 10時00分~17時00分			2	3	2	2	3	3	0	2	2	2	2	2	3	0	2	2	2	2	3	0	2	2	2	2	2	3	0	312:00	78:00	2.0
上記以外の加配職員	児童指導員	非常勤	E	①					①	⑤				①	①		⑤		①			①	⑤		①			①	⑤	80:00	20:00	0.5		
	児童指導員	非常勤	F						②		①			①	②			①	①	①	②			①	①	①	②			80:00	20:00	0.5		
	理学療法士	非常勤	G						①					①				①			①							①		32:00	8:00	0.2		
	指導員	非常勤	H			②	②	②	③				②	②	②	③		②	②	②	③	②	②	②			③			72:00	18:00	0.4		
合計				20:00	20:00	20:00	16:00	28:00	36:00	0:00	20:00	12:00	24:00	24:00	36:00	0:00	20:00	24:00	32:00	24:00	20:00	28:00	0:00	24:00	24:00	24:00	28:00	20:00	28:00	0:00	576:00	144:00	3.5	
サービス提供時間内における配置職員の実人数の計				3	3	3	3	5	7	0	3	2	4	4	4	7	0	3	4	5	4	3	6	0	4	4	4	4	3	6	0			
サービス提供時間				4	4	4	4	4	7		4	4	4	4	4	7		4	4	4	4	4	7		4	4	4	4	4	7		108		
利用者数				9	11	11	9	11	10		9	10	10	9	10	10		9	10	10	9	10	10		9	10	10	9	10	10				
人員配置基準必要数				2	3	3	2	3	2		2	2	2	2	2	2		2	2	2	2	2	2		2	2	2	2	2	2				
人員配置基準実績数				2	3	2	2	3	2		2	2	2	2	2	2		2	2	2	2	2	2		2	2	2	2	2	2				

児童指導員等加配加算可能時間数(専門職)										8																					32	0.2
児童指導員等加配加算可能時間数(児童指導員等)	8				8	8	8		8		8	8	8	8		8	8	8	8	8	8		8	8	8	8	8	8		168	1.0 加算OK	
児童指導員等加配加算可能時間数(その他従業者)				4	4	4	6				4	4	4	6		4	4	4	6		4	4	4	6		4	4	4	6		72	0.4

*月の常勤換算算出における日毎の判断基準(常勤換算1.0以上を満たすかどうか)⇒加配職員として算定可否の判断

1日	この日の利用者数は9人のため、必要な基準職員は2人。基準職員に加え、サービス提供時間に児童指導員Eを配置しているため、児童指導員Eを児童指導員等加配加算の常勤換算の算定に含むことができる。
2日	この日の利用者数は11人のため、必要な基準職員は3人。基準職員に加え、サービス提供時間に配置している人員は児童指導員Fのみであり、Fが基準職員となるため、加配職員なしとなる。従ってFは児童指導員等加配加算の常勤換算の算定に含むことはできない。
3日	この日の利用者数は11人のため、必要な基準職員は3人。基準職員のBが休暇のため児童指導員Fを基準職員に入れても2名となり、この日は、人員基準を満たしていない。 ※指導員は基準職員に含めることはできない。 ④この日は基準人員が不足しているため、この日の体制下では、加配加算の算定はできない(日単位)
4日	この日の利用者数は9人のため、必要な基準職員は2人。この日は基準職員の児童指導員Aが休暇。Aは常勤職員であるが基準職員が2名必要であるため、2人目の基準職員は児童指導員Fとなる。従って児童指導員Fは児童指導員等加配加算の常勤換算の算定に含むことができない。
5日	この日の利用者数は11人のため、必要な基準職員は3人。基準職員に加え、児童指導員Eを配置しているため、Eの勤務時間については、児童指導員等加配加算の常勤換算の算定に含むことができる。
9日	この日は、加配職員は0名。日で見ると職員の加配はされていない。 しかしながら、児童指導員Fが3日間基準職員になったが、その後3日追加出勤したことにより、月換算すると常勤換算0.5となる。結果、児童指導員EとFで常勤換算1.0を満たしているため、児童指導員等加配加算は算定できる。

児童指導員等加配加算

報酬告示別表第1の1の注8、報酬告示別表第3の1の注7において、「児童発達支援給付費(放課後等デイサービス給付費)の算定に必要な従業者の員数に加え、理学療法士等(中略)を1以上配置している」ことが算定基準となっており、この「算定に必要な従業者の員数」には児童発達支援管理責任者も含まれる。

※専門的支援加算も同様の取扱いです。

児童発達支援管理責任者は欠如の場合は、加算が算定できない

○放課後等デイサービスや児童発達支援の事業所で配置することが求められる人員配置基準(定員10人の場合は2名)とは、原則としてサービスの提供を行う時間帯を通じて専ら支援の提供に当たる児童指導員または保育士でなければなりません。さらに提供時間帯を通じて従業者が常に確保されること、そのために必要な配置を行うことが求められています。

★基準配置の従業者が休暇を取得すると、常勤者が非常勤者かを問わず、「サービスの提供を行う時間帯を通じて専ら支援の提供に当たる者」としてカウントすることはできない。

【事例2】 定員10名 放課後等デイサービス事業所(重心外、センター外)の場合
【学校営業日】(営業時間) 10:00~19:00 (サービス提供時間) 14:00~18:00
【学校休業日】(営業時間) 10:00~19:00 (サービス提供時間) 10:00~18:00
 児(参考様式1)

**人員配置基準職員が常勤2名の場合
(週6日開業)**

従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(○年◇月分)

支援の種類		放課後等デイサービス				事業所名				○○△△			
定員	10人	基準配置すべき児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者数	2人	多機能型事業所の適用の有無	なし	多機能型事業所の場合の特例適用の有無	1週間に当該事業所常勤職員の勤務すべき時間数 ※時刻表示で入力(例 40:00【40時間00分】)ください。				40:00		

区分	職種(資格)区分	資格等証明書添付チェック欄	勤務形態	氏名	第1週							第2週							第3週							第4週							勤務時間の状況				
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	4週合計	週平均勤務時間	常勤換算後人数		
					月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日					
直接支援職員	児童指導員	<input type="checkbox"/>	常勤専従	A	①	①	①	①	①			①	①	①	①	①			①	①	①	①	①			①	①	①	①	①			160:00	40:00	1.0		
	保育士	<input type="checkbox"/>	常勤専従	B		①	①	①	①	①			①	①	①	①	①			①	①	①	①	①			①	①	①	①	①			160:00	40:00	1.0	
	保育士	<input type="checkbox"/>	非常勤	C	②						③		②						②						③		②					③			44:00	11:00	0.2
	児童指導員	<input type="checkbox"/>	非常勤	D							⑦														⑦							⑦			8:00	2:00	0.0
	サービス提供時間内における配置実人数		14時00分~18時00分 10時00分~17時00分			2	2	2	2	2	3	0	2	2	2	2	2	3	0	2	2	2	2	2	3	0	2	2	2	2	2	3	0	372:00	93:00	2.3	
上記以外の加配職員	児童指導員	<input type="checkbox"/>	非常勤	E	①	①	①	①	①			①	①	①	①	①			①	①	①	①	①			①	①	①	①	①			160:00	40:00	1.0		
	児童指導員	<input type="checkbox"/>	非常勤	F		④		④		④		④		④		④		④		④		④		④		④		④		④		④			48:00	12:00	0.3
	理学療法士	<input type="checkbox"/>	非常勤	G	⑤		⑤		⑤	⑤		⑤		⑤	⑤		⑤		⑤		⑤	⑤		⑤		⑤		⑤	⑤		⑤		⑤		80:00	20:00	0.5
	指導員	<input type="checkbox"/>	非常勤	H				②	②	③				②	②	②				②	②	②		③		②	②	②		③		③			65:00	16:15	0.4
合計					25:00	28:00	29:00	32:00	33:00	33:00	0:00	25:00	28:00	33:00	32:00	33:00	26:00	0:00	25:00	32:00	33:00	32:00	29:00	33:00	0:00	29:00	32:00	33:00	28:00	29:00	33:00	0:00	725:00	181:15	4.4		
サービス提供時間内における配置職員の実人数の計		14時00分~18時00分 10時00分~17時00分			4	4	4	5	5	6	0	4	4	5	5	5	5	0	4	5	5	5	4	6	0	5	5	5	4	4	6	0					

管理者、児童発達支援管理責任者は、割愛しています(シフト区分①の勤務とする)。

シフト区分	実働時間②-①-③	開始時間①	終了時間②	休憩時間③
休	0			
①	8:00	9:30	18:30	1:00
②	4:00	14:00	18:00	
③	7:00	10:00	18:00	1:00
④	4:00	10:00	14:00	
⑤	5:00	14:00	19:00	
⑥	1:00	12:00	13:00	
⑦	2:00	12:00	14:00	

【記載に際しての留意事項】

常勤・非常勤を問わず、開業日のサービス提供時間には児童指導員等の職員が2名以上必要となります。
 基準職員が常勤2名の場合は、勤務時間にサービス提供時間外も含まれているため、必要な基準職員の常勤換算数が原則と違ってきます。(常勤1+αのαが常勤だと合計2必要)
 また、週6日及び7日営業されている事業所については、
 基準職員が開業日のサービス提供時間を通じて2名(定員10名)必要となりますので、職員が取得する休憩時間帯や常勤職員が週40時間では不足する時間帯を、非常勤の職員で補充しなければなりません。
 上の表の場合は、基準職員は2.3人+児童発達支援管理責任者となります。